【製造管理および品質管理（QMS）に係る業務を行う体制】

製造管理および品質管理（ＱＭＳ）に係る組織図（例）

（許可の種類：第○種△△製造販売業）

・ 国内品質業務運営責任者が、製造販売業者の主たる機能を有する事務所と異なる場所に所在する場合は、その所在地がわかる資料を添付すること。

・ 「製造管理および品質管理に係る業務を行う体制」及び「製造販売後安全管理に係る体制」に係る内容をまとめて記載してもよい。